

## 坂戸、鶴ヶ島水道企業団最低制限価格制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が発注する建設工事に係る入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

### (対象となる入札)

第2条 最低制限価格を設けて行う競争入札は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が発注する建設工事で一般競争入札に付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象となる入札の設計に際し、設計単価が存しないこと等により、見積額等を参考に設計額を算定したものについては、最低制限価格を設けないことができるものとする。

### (最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は次の各号により定めるものとする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額（円未満切捨て）

(2) 企業長が特別なものと認めた場合については、第1号にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で企業長が定める値を乗じた額とする。

(3) 算出に当たっては、第1号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税相当額を加算することとする。

また、第1号のただし書きの規定及び第2号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、10分の7.5を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに10分の7.5を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

(最低制限価格調書の作成)

第4条 最低制限価格を設けたときは、最低制限価格及び当該最低制限価格から消費税及び地方消費税相当額を減算して得た金額(以下「入札書比較価格」という。)を記載した最低制限価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格調書に併記した場合は、この限りでない。

(入札参加者への周知)

第5条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札心得書等に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

(再度入札への参加制限)

第7条 最低制限価格を設けた入札において、入札書比較価格に満たない価格の入札をした者は失格とし、再度入札に参加することができないものとする。また、入札不調時の随意契約の相手方にできないものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。